

第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）議事録（案）

1. 日時 平成28年1月29日（金）13:00～15:00

2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 会議室

3. 出席者

（座長） 細谷 和海

（委員） 中井 克樹

升間 主計

松田 征也

（環境省） 曾宮外来生物対策室長

立田外来生物対策室長補佐

森川外来生物対策係長

（農林水産省） 畠沢大臣官房政策課環境政策室長補佐

4. 議事

【環境省 森川外来生物対策係長】 農林水産省の方がまだお越しになられていませんが、定刻になりましたので会議を開催させていただければと思います。それでは、ただいまより第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）を開催いたします。

進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の森川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、外来生物対策室長の曾宮より御挨拶申し上げます。

【環境省 曾宮外来生物対策室長】 外来生物対策室の曾宮でございます。もう年度末に近づきまして大変お忙しい中、ありがとうございます。この会合は、通算は第6回ということですが、昨年3月に生態系被害防止外来種リストをつくりまして、それ以来、何を特定外来生物にしていくべきかということについて検討を進めてきております。約10年前に制定したときから大体1年半ぐらいかけて90種くらいを指定してきましたけれども、その後は必要に応じて指定を進めてきて今110種類ということですが、このたび、このリストの策定を受けて、ある意味集中的に指定を進めようということでお集まりをいただいております。先週、爬虫類・両生類の検討をいたしまして、今日は魚類でございますけれども、近々植物につ

いても同じようなグループ会合を開かせていただいた上で、3月ぐらいをめぐりに全体会合を開催した上で、全体の方針を決めて指定に向けて作業を進めていきたいと考えているところでございます。本日は大体12種類ほど検討していただきますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

【森川係長】 それでは、本日の検討会ですが、公開で開催いたします。また、内容等については本日の出席者に事前確認の上、議事録、議事概要として環境省ホームページで公開いたしますので、御承知おきください。

座長につきましてですが、これまで細谷委員にお願いしておりましたが、本日も細谷委員にお願いさせていただければと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【森川係長】 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、以降の進行につきましては細谷座長にお任せいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【細谷座長】 改めて、近畿大学の細谷でございます。年度末に当たり御多忙中と拝察申し上げますが、今日の会議に全員出席いただいたということで感謝申し上げます。

それで、今日は2時間ほど進めさせていただきますが、何といつても生態系被害防止外来種リストができて1年弱となり、その中で次に特定外来生物を指定するということですので、比較的やりやすいかなと思ひております。1つは、定着予防外来種、もう1つは総合対策外来種、早いうちに何とかしようということですので、予防原理、そういったところを中心にぜひ先生方に御検討いただけたらと思ひています。2時間ほどですが、御審議を何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速、議事次第に従って進めさせていただきますと思ひますが、まず、議題の1番、今回指定の考え方について、資料1をもとに事務局から御説明いただきましようか。よろしくお願ひします。

【森川係長】 よろしくお願いいいたします。資料1について事務局から御説明さしあげます。

まずその前に、お手元に冊子としてお配りしている生態系被害防止外来種リストについて、付せんが張ってあるページがあるかと思いますが、そちらをテーブルの端のほうに置きながら私の資料1の説明を聞いていただければと思います。9ページでございます。

昨年3月にこの生態系被害防止外来種リスト、農林水産省と環境省で作成しました。この中に載せている外来種は、名称のとおり、日本の生態系に被害を及ぼすおそれがあるものとして、海外事例等を踏まえて選定、もちろん国内事例も踏まえて選定したものになります。色で分かれているグルーピングですが、青色の部分にリストとして掲載されている種については、まだ我が国では定着をしていない、もしくは全く未侵入、侵入すらもしていないといったものですが、海外の事例等を踏まえると、定着した場合に被害を及ぼすおそれがあるものとしてグルーピングしているものになります。

黄色については、既にもう侵入をしていて、野外での定着も認められているものとして選定をしているものになります。

最後のピンク色の種ですが、こちらも生態系に被害を及ぼすおそれがあるものとして選定をしておりますが、産業でも使われているものとして、より適切な管理を呼びかけるものとして選定したものを産業管理外来種として今回カテゴリーをつくって選定しております。

このようなカテゴリーがある中で、資料1をご覧いただければと思います。1.のところでございますが、今回の特定外来生物指定の位置づけとして、今御説明さしあげた生態系被害防止外来種リストを受けて、現時点で指定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進めていくことと考えています。今回の考え方に基づいて指定をしていくわけですが、さらにその次、今回のこの指定の考え方を受けて、今後については、なお書きのところに記載していますとおり、各分野の専門家グループ会合を受けて開催する——年度末に開催予定ですが——全体会合において意見を伺っていく予定としております。

本年度の考え方、指定の全体方針についてです。

(1)にございますが、今御説明さしあげました生態系被害防止外来種リスト掲載

種のうち、被害の未然防止効果が特に高い以下の区分に位置づけられている種類を中心に指定を進めることとしています。その以下の区分というのが、先ほどリストのほうで御説明しました青色の区分のところです。侵入予防外来種というのと、その他の定着予防外来種というのに分かれています。侵入予防外来種というのは、まさに国内に未侵入の種、その他の定着予防外来種というのは、侵入の情報はあるけれども、野外で見つかったもまだ繁殖等までは確認されていない種です。特にこれらの青色のグルーピングがされている種、また、総合対策外来種のうち、定着段階がまだ日本国内でも侵入初期、もしくは限定分布、また、小笠原・南西諸島等の限られた地域での被害が認められている、そういった種を今回の対象として考えていければと思っています。

資料1の(2)でございますが、今年度検討する生物分類群別の方針についてです。今年度は、被害の未然防止効果が高い種（侵入予防外来種）が特に多くて、ペット、観葉植物等としての利用はあるものの、現時点では利用が少ない種が比較的多く存在する爬虫類、両生類、魚類、植物を対象として検討を進めていきたいと考えています。その他の分類群については、今回の指定後に検討を進める予定と考えています。

今回の魚類についてですが、1ページ目の下の部分ですが、未然防止効果が非常に高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として検討を進めていきたいと考えています。具体的には、先ほど申し上げましたとおり、侵入予防外来種及び定着予防外来種のうち、飼養実態が少ないもの、また、総合対策外来種については、分布拡大の傾向があり、指定による効果が見込めるものと考えています。

2段落目ですが、早急に指定した場合に飼育個体の野外の放出の懸念が強い種については、一定期間後に指定することと考えています。また、今申し上げました一定期間後に指定する種及び今回の指定の候補からは見送っております種については、大型化、寿命、危険性等を購入者に伝えるなど、関係業界の協力を得て、飼養者への普及啓発をこれまで以上に進めていきたいと考えております。

裏をご覧ください。今の考え方を踏まえまして今回対象としておりますのが、侵入予防外来種のうち以下の5種、また、その他の定着予防外来種のうち、そこに記載しております5種、その中でガー科については、平成30年4月から規制とし、ほかの種とは指定するタイミングをおくらせて規制することを考えていま

す。また、総合対策外来種の中からは以下の2種の指定を今回候補として考えていければと思っています。

スケジュールですが、今グループ会合を開催しております。2月に植物のグループ会合を開催する予定でして、それを受けて3月に全体会合を開催いたしまして、そちらで方針を確定させたいと考えています。平成28年7月ごろにガー科を除く種について特定外来生物の指定をしたいというスケジュールを考えております。

以上で資料の説明を終わります。

【細谷座長】 どうもありがとうございました。基本的な考え方と方針、具体的に説明があったかと思いますが、3つのグループに分けるということ、それと、方針として現実を踏まえて、どの時点で指定をしていくかということの御説明がありました。ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたら、あらゆる角度から承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中井委員】 この資料1の表側の下の「魚類」というところの第2段落の2行目、「また」以下ですが、「一定の期間後に指定する種」はいいとして、その後、「今回は見送る種」というのがあります。それを優先順位というものを見ながら参考資料4を見てみますと、定着予防で3つ（レッドホースミノー、スポッテッドティラピア、オリノコセイルフィンキャットフィッシュ）だけ置いてきぼりを食らうのは何か理由があるのでしょうか。見送るといふのはかなり積極的な意図があるのかなと思えるので、それはどういうことなのかなということで御確認です。

【森川係長】 こちらも今回の考え方に沿って検討をしたのですが、利用者の数と流通量が今回候補として挙げている種と比較すると圧倒的に多いという状況がありまして、今回の対象からはこの3種については外して、先ほどの中井先生御指摘の部分、「また」以下の部分で積極的な普及啓発をすることで被害の未然防止につなげていきたいと考えています。

【中井委員】 実際、飼育とか流通が多いということが理由ですね。

【細谷座長】 確かに出回っていますね。コイ科のレッドホースミノーは。

そのほかございませんでしょうか。

【升間委員】 その前の文章で「早急に指定した場合に飼育個体の野外の放出の懸念が強い種」というのは、これは具体的にはどういう状況でそういうことが起こり得るのでしょうか。

【森川係長】 特定外来生物のうち、今、外来種として問題になっている場合であっても、飼養されている方が多い場合に、特定外来生物の指定後でも、今飼っている人については施設の基準を守れば許可を出すことができるので、ちゃんと手続きさえしていただければ飼育することはできるのですけれども、ただ、報道等で規制とかという言葉だけが先行して出てしまうと、それに伴って手続を怠って、それであればもう捨ててしまおうとかということで遺棄が進んでしまう可能性があるということ踏まえて、ここの記載をしております。

【細谷座長】 恐らく特に大型になるようなもので、そして手続上、非常に煩雑なものですから、一言でいえば面倒くさいということで、さりとて殺処分するのもしのびないというところで放棄する可能性は非常に高い種類だと思います。

【立田室長補佐】 過去では、カミツキガメでそのような事例があった。一方で、それを言っていると、そういった状況があるものは指定できないということになってしまい対策が進まなくなるので、今回新しい提案として少し猶予を置くということ御提案させていただこうと思っているということです。

【升間委員】 ということは、その前に啓蒙というか、そういう人たちに手続等の周知をやった上でということになりますよね。

【立田室長補佐】 通常の指定のプロセスでも半年ぐらひは時間がありますが、特にまだ輸入して販売しているようなものと、例えば、今年は輸入が決まっているで

すとか、あるいはここで展示してイベントを開くとか、そういったときに規制がかかってくることで遺棄される可能性がある。それを避けるために、猶予をもって指定するものもあっていいのではないかと考えているところです。

【細谷座長】 これは資料1の下のほうに書いてありますように、放出の懸念が非常に強い種、大型で手続が煩雑で、基本的には観賞魚ということになってくると思いますが、後ほど具体的な種が出てきて議論になると思いますが、よろしいですか。

そのほか、方針、それから先ほど出てきました優先順位等ありますが、いかがですか。

【松田委員】 その他の総合対策外来種のところなんですけれど、今回はオオタナゴとコウライギギが選定の対象になっておりますけれど、これはほかの種については、対象から漏れた理由というのは何かあるのでしょうか。例えば、カラドジョウなんかは結構滋賀県ではもう定着しておるようで、一般の方は多分わからずに飼育されるようなケースも出てこようかと思えます。そういったところの選定というのはどうなっていたのかをお聞かせいただければと思います。

【森川係長】 基本的に今回指定候補として考えていた分類群が、リストのうちの総合対策以外の定着予防のところをメインで考えていまして、総合対策外来種のうち、本当に分布が限定的な状態で、今指定することで規制の効果、特定外来生物に指定すると運搬とか飼育とか輸入とかという行為が規制されることになりましたが、その効果が見込める種を今回対象として考えたときに、カラドジョウのようにリスト上のカテゴリーでは分布拡大期からまん延状態にあるものは、今回の指定の考え方からは少し外れるかと考えております。ただ、特定外来生物に指定することで、おっしゃるように防除が進むとか、さらなる拡大とかまん延状態が抑えられるという見込みももちろんあるんですが、今回の早急に指定する候補種からは外させていただいています。ただ、先ほど資料1の冒頭にも申し上げましたとおり、今回の考え方に沿った指定は年度内に取りまとめたいと考えていますが、さらにその次以降の指定に関する考え方は年度末に行う全体会でまた改めて議論したいと思いますので、その際にはまた各種分類群、本当に分布がまん延状態の

ものでも指定しないのかするののかといったことは、今、松田委員からも御意見いただいたことを踏まえて考えていきたいと考えております。

【立田室長補佐】 例えば希少種というレッドリストは、規制がかかっていませんけれども、アセスで配慮するなどができています。特定外来生物にならないと問題視しないですとか、動かしてはいけないということではなくて、そもそも生態系被害防止外来種リストに入っているものに関しては外来生物で影響の可能性があるのであるという基本的な概念を伝えていくということを重視していきたい種というのが、今回見送る種に該当しています。

【細谷座長】 基本的には、生態系被害防止外来種リストに挙がっている以上は遅かれ早かれ議論が必要ということですので、今の方針の中では初期段階、それから冒頭にも申し上げましたように予防原理が適用できるようなということで優先順位をつけていますので、行く行くは当然議論の対象になってくると考えるところで

す。

さて、それ以外のことで、なにかございますでしょうか。指定の考え方。よろしいか。

水産庁、あるいは環境省、自然研、もし補足があれば。方針、それから対象、よろしいか。ないようですので、そうしましたら議事を進めたいと思います。

続きまして、議事の(2)特定外来生物等（魚類）の選定についてということで、引き続き御説明をよろしく申し上げます。

【森川係長】 お手元に資料2と資料3の両方をご覧いただけるような形で資料を置いていただければと思います。資料2について、表紙に今回候補としている種、全部で12種類載せております。そちらについて1種類ずつ事務局から説明させていただいて、例えば、ブラウブルヘッドの御説明をさせていただいた後に、資料3のほうで、このブラウブルヘッドを特定外来生物に指定した際には、未判定外来生物、あと種類名証明書の添付が必要な生物、表の右側のほうにございますが、それについて説明させていただきます。つまり、資料2と3を交互に説明させていただくこととなりますので、そのような御準備をいただければと思いま

す。

【事務局 今井】 では、自然研の今井ですけれども、私のほうから資料2を用いまして各種の説明をさせていただきたいと思います。

ブラウブルヘッドに関しましては、こちらは特定外来生物ということで今回挙げさせていただいたものです。この種類、アメイウルス属というものに属している種類でして、アメイウルス属は今既に未判定外来生物ということになっています。外来種リストのほうのカテゴリーとしては侵入予防外来種ということで、国内には正式に入った記録はないという種類になります。今、未判定外来生物となっていますので、現時点では許可なく入ってくるできない種類となります。

評価の理由の部分ですけれども、海外での被害事例として、1ページ目の下半分のところに幾つか挙げてございますけれども、アメリカのブリティッシュコロンビア州、ワシントン州等々、それから、その下のポツのところにアメリカ北西部太平洋岸の幾つかの河川とかということで、在来種に対する食害でイトヨ属が見られなくなったとか、そういった被害を及ぼしたという事例がございます。

被害をもたらしている要因として、生態的な特徴としまして、アメリカ北部原産なのでちょっと寒いところでも大丈夫、それから、水温もかなり耐性が幅広いということ、あとは塩分耐性があるなど、いろいろそういう日本の国内にも定着し得る特性を持っているということになります。

以上、これらの理由をもとにこちらの種類を特定外来生物ということにさせていただきますと考えています。

【森川係長】 資料3ですが、ブラウブルヘッドについては、表の中の上から2つ目、表の一番右側に資料2の番号とありますが、1番です。ブラウブルヘッドについては、指定をした場合、未判定外来生物については既にもうブラウブルヘッドが属する全種が未判定外来生物になっているので、ブラウブルヘッドを除いた全種がこれまでどおり未判定外来生物。種類名証明書の添付が必要な生物についても、属の全種をこれまでと変わらず指定するという考え方になります。

【事務局 今井】 続きまして、フラットヘッドキャットフィッシュに関する説明をさせていただきます。こちら今回特定外来生物として挙げさせていただいたもので、アメリカナマズ科に属する種類です。先ほどのブラウンプルヘッドのような属レベルでの未判定外来生物というところからは外れている種類ですけれども、こちらの種類、被害の実態というところで、5ページの下半分ぐらいのところには生態系に係る被害を幾つか挙げてございます。例えば1つ目のポツで、アメリカ合衆国の各地で、本種の侵入によって、同じアメリカの在来のナマズ科を含めた肉食性の魚類やコイ科の減少が起こっている。それから、5ページ目の一番下のポツですけれども、アメリカ合衆国に定着した外来魚の中で最も被害が大きい種であると考えられているということ。

それから、生態的特性の部分では、アメリカ北部原産であるということから低温に耐えられる。日本の冬にも恐らく耐えられるであろう。それから、高水温のほうでは水温33℃まで耐えるという情報がございます。また、産卵数も多く、卵は保護されるという特性を持っています。

以上のことから、海外での被害の実態があり、日本国内に定着し得る特性を持っているということで、日本国内に定着した場合に海外で起こした被害と同じような被害を及ぼすおそれがあるということで、こちらを選定させていただいております。

【森川係長】 資料3ですが、上から3つ目、フラットヘッドキャットフィッシュについて特定外来生物に指定をするとした場合、未判定外来生物については、リストの中でも検討する際に、この属に属する他種については特段海外の事例等もなく、今リストでもこの種のみが載っておりますので、未判定外来生物はなし。種類名証明書の添付が必要な生物については、その属に属する全種を種類名証明書が必要な生物として記載したいと考えています。

【事務局 今井】 続きまして、ホワイトパーチに関する情報です。こちら今回特定外来生物ということで挙げさせていただいたもので、外来種リスト上では侵入予防外来種となっております。こちら、モロネ科、モロネ属の種類でして、モロネ属の種類が既に未判定外来生物というふうになっております。

評価の理由といたしましては、被害の事例として9ページ目の下半分に書かれているところで、例えば、一番下のポツのところ、五大湖地域で競合によって在来の子マズであるブラックブルヘッドと置きかわったことがあるということ、それから、クイント湾でのウォールアイ漁業が本種によるウォールアイ稚魚の被害によって崩壊したというようなことが書かれています。

これらの被害の実態、それから、被害をもたらしている要因として、アメリカ北部原産、先ほどの種もそうですけれども、日本の冬に耐えることができるであろうということ、それから、こちらの種類は海水にまで分布している種類でありまして、海を通じて分布を拡大する可能性があるということ、そのあたりを考えまして、国内にも定着可能であると判断します。その上で国内に定着した場合に、本種はストライプトバス、ホワイトバスなどの現在既に特定外来生物になっている種類と似通った生態を持っておりますので、海外で被害を起こしているようであれば日本の国内でも同様のことが起こるおそれがあるということで評価させていただきました。

【森川係長】 資料3では、上の表の下から3つ目にホワイトパーチを載せています。ホワイトパーチを指定した場合、未判定外来生物には、既にモロネ科の全種が入っているのです、その中から新たにホワイトパーチを除いたものを全種指定する。種類名証明書については、これまでどおりモロネ科の全種ということを考えております。

【事務局 今井】 続きまして、ラッフですけれども、こちらは生態系被害防止外来種リスト上では侵入予防外来種になっております。国内で見つかったという話をきのう細谷先生からお聞きしたところではありますけれども、正式なものとして発表されていないということがありまして侵入予防外来種とさせていただきます。

こちらの種類の被害の実態としましては、13ページ目の下のほうにありますとおり、スイス、ドイツ、オーストリアの境界にあるボーデン湖では、本種によって卵が食べられてしまうということにより、サケ科の魚類の繁殖に影響が出ている。また、13ページ目の一番下のポツにありますとおり、ウェールズのバラ湖で

絶滅危惧種の*Coregonus*が絶滅した原因の1つにされているということが挙げられます。

それらの被害をもたらしている要因といたしまして、生物学的特性の部分ですけれども、14ページ目の真ん中ぐらいのところ、こちらは汚濁に強い、塩分にも強い、水温の耐性も高いというふうな特性があります。また、下から2つ目のポツのところにありますとおり、成熟まで1年と早く、また、産卵期が非常に長い種類です。その上でさらに複数回産卵するという特性を持っておりますので、国内に定着した場合に海外で起こしているような被害と同様の被害を及ぼす可能性があるということで判断させていただきました。

【森川係長】 ラッフについては、先ほどの資料3の上の表の下から2つ目に記載してございます。こちらのほうは既に申し上げましたとおり、ラッフが属する*Gymnocephalus*属の全種が未判定外来生物になっておりますので、そこからラッフを除いたもの、種類名証明書についてもこれまでどおりラッフが属する属の全種になります。

【事務局 今井】 続きまして、ラウンドゴビーについて説明させていただきます。こちらは、生態系被害防止外来種リスト上では侵入予防外来種になっていて、まだ日本に入ったという記録はございません。

評価の理由といたしまして、被害の実態としては、17ページの下半分にありますとおり、カナダとアメリカ合衆国にまたがるセントクレア川では本種が定着した後に、在来のカジカが減少したということ、この原因が産卵場をめぐる競争によるというふうにされている。また、下の2つにあるとおり、複数の在来種が減少したという情報がございます。

これらの被害をもたらす生態的な特徴といたしましては、本種も水温に対する耐性が非常に高い、それから汚濁にも強い、塩分は40.6%までと塩分耐性もあるというのがありますので、海水でも全然大丈夫な種類になります。また、本種は卵を親が保護するというので、繁殖の競争力も高いであろうというふうに判断しております。

以上の理由から、本種は国内にも定着可能であると考えられ、定着した場合に

国内でも海外で及ぼしている被害と同様の被害を及ぼすおそれがあると判断いたしました。

【森川係長】 資料3のラウンドゴビーについてですが、上の表の一番下でございます。

ラウンドゴビーのみを特定外来生物に指定して未判定外来生物は指定せず、種類名証明書の添付が必要な生物としては*Neogobius*属の全種を指定することを考えております。

【事務局 今井】 続きます、ヨーロッパナマズです。ここからは生態系被害防止外来種リストで、その他の定着予防外来種になっております。これまでのものが国内での侵入事例が見つかっていないものに対しまして、こちらは国内で利用されていたりするような種類です。ただし、国内での定着は報告されていない種類になります。

ヨーロッパナマズの評価の理由といたしましては、被害の事例のところ、21ページの下にありますとおり、例えば2つ目のポツ、複数の研究者がテンチの個体群に多大な影響を及ぼしている指摘しているですとか、絶滅危惧種のコイ科の1種の魚の最大の生息地であるところで本種の侵入によってこれらの個体群が絶滅してしまったという被害を及ぼしているということがあります。

また、22ページの上から2つ目のポツのところに書かれていますけれども、本種が属する*Silurus*属は、国内にも同属魚類が生息しておりまして、国内で準絶滅危惧と判断されておりますイワトコナマズですとか、琵琶湖固有種であるピワコオオナマズなどと交雑してしまうような危険があるかと考えております。

これらの被害をもたらす生態的特徴といたしましては、本種は最大の淡水魚の1つでありまして、非常に大型になる獰猛な捕食者でありまして、海外では鳥とかを食べているという報告もあります。ですので、これが入ると捕食による影響が非常に大きいであろうというふうに考えられます。また、汽水にも入れ、汚濁、低水温にも強いという特徴があります。これらのことから、国内に定着する可能性があり、定着した場合に捕食によって大きな影響を及ぼすおそれがあると判断させていただきました。

【森川係長】 ヨーロッパナマズについては、資料3においては表の上から5つ目に記載しております。それを指定した場合、未判定外来生物は特になしで、種類名証明書の添付が必要な生物についてはナマズ属の全種を考えております。

【事務局 今井】 続きまして、パイク科に関する情報となります。パイク科に関しましては、特定外来生物として既に今ノーザンパイクとマスキーパイクが指定されております。ですので、ここにある情報はそれら2種を除いた情報ということで書かせていただいております。こちらは生態系被害防止外来種リストにおきましては、その他の定着予防外来種になっています。また今は未判定外来生物ですが、未判定外来生物になる前は観賞魚として利用されていたことがあるという種類になります。

評価の理由といたしましては、被害の実態として、25ページの下の2つのボツにありますとおり、特定外来生物に既に指定されている種類に生態的に非常に似通っているということがあります。また、この2種を除く種類の中にチェインパイクというものが含まれているんですけれども、チェインパイクが侵入した湖で在来種の個体数が少なくなったという被害の確認事例があります。

本種の生態的特徴としましては、何度も出てきますけれども、北米または北ヨーロッパあたりが原産地であることで日本の冬に耐えられるであろうということが考えられます。また、10年間生きるという、長寿命であるということもあります。ですので、これらを勘案して国内に定着することが可能であろうということ、それから、国内に定着した場合に特定外来生物になっている種類が海外で及ぼしている事例というのが、ここには出ていないですけれども、海外で被害を及ぼしたことのあつる特定外来生物と似たような被害を及ぼすおそれがあるだろうということを勘案しまして判断させていただいております。

【森川係長】 資料3においてパイク科ですが、上から6つ目にございます。今回パイク科については、パイク科の全種、また、特定外来生物のところを見ていただくと、パイク科に属する種間の交雑により生じた生物も記載しております。こちらは既にパイク科の中で、種間で交雑をさせて輸入をしていると。また、国内でも野外で見つかつている事例がございまして、それを踏まえると、今後もこのパイク科の中の種間の交雑種が今確認されているもの以外にも確認されるおそれがあると。また、

科に属する全種を指定することとあわせて交雑種についても今回あわせて指定することで未然防止を図れればと考えています。そのため、未判定外来生物はなし、種類名証明書の添付が必要な生物としてはパイク科の全種と記載しております。

【事務局 今井】 続きまして、ガンブシア・ホルブローキですけれども、こちらはかつてカダヤシの亜種とされていた種類で、最近、分かれましてガンブシア・ホルブローキとして独立種になった種類です。こちらも現在、未判定外来生物となっているんですけれども、観賞魚として、ごく少量ではあるんですけれども、国内でブリードされた個体が流通しているという実態があります。ただし、国内での（野外での）本種の発見事例は今のところないということになります。

評価の理由といたしましては、被害の事例として、29ページの下のところにある2つ目のポツにあるとおり、オーストラリアでは生息場所をめぐる競合によって攻撃を行うということで、魚類のみならず両生類にも被害を及ぼしているということ、それから、アメリカのネバダ州では絶滅危惧種をもととの場所から追い出して個体数を減少させたという事例、それから30ページの上のポツにありますとおり、アリゾナ州で絶滅危惧種の生息地を極限させたという実態があります。

これらの被害をもたらしている要因といたしまして、本種の持つ生態的特徴として、冬の低水温に耐えられるということ、それから3番目のポツにありますとおり、水温、塩分に対する耐性が非常に高い。一番下のポツにありますとおり、カダヤシよりも成長が早いという情報もございます。これらのことを考えまして、日本国内に定着可能であり、日本国内に定着をした場合には被害を及ぼすおそれがあるということで判断させていただきました。

【森川係長】 ガンブシア・ホルブローキについては、下から5つ目に記載してございますが、特定外来生物としてガンブシア・ホルブローキ。未判定外来生物はなし。種類名証明書の添付が必要な生物については、これまでどおり既に特定外来生物に指定されているカダヤシと本種を指定すると考えております。

【事務局 今井】 ナイルパーチに関する情報です。ナイルパーチに関しましては、こちらには言わずもがなと思いますけれども、映画にもなったような海外で大きな影響を

及ぼした種類であります。本種の定着可能性というところに関しましては、本州では定着するのは難しいかもしれないのですけれども、沖縄ですとか南西諸島、暖かい地方においては定着できる可能性があるということを考えて、そういったところで定着した場合にアフリカでの事例のように非常に大きな影響を及ぼす可能性があるということで選ばせていただいております。

【森川係長】 ナイルパーチについては、下から4つ目です。アカメ属、ナイルパーチを指定し、未判定外来生物は特になし。種類名証明書の添付が必要な生物としてはアカメ科の全種とすることを考えています。

【事務局 今井】 続きまして、オオタナゴです。こちらは既に国内に定着している種類で、生態系被害防止外来種リスト上ではその他の総合対策外来種になっております。本種は今非常に限定されたところで定着している種類でありましたが、分布は拡大傾向にある種類となっております。ですので、早期に指定することでこれらの拡大を止めるという観点から今回選ばせていただいた種類となります。

【森川係長】 資料3のほうでは、オオタナゴが一番上にございます。特定外来生物にオオタナゴを指定し、未判定外来生物は特になし。種類名証明書の添付が必要な生物としては、オオタナゴが属するタナゴ属の全種を指定することを考えています。

【事務局 今井】 続きまして、コウライギギです。こちら先ほどのオオタナゴと同様に霞ヶ浦のあたりで定着している可能性が高いとされている外来種です。こちらの種類ですけれども、チャネルキャットフィッシュと食性とか生態が似通っていること、それから、国内にも、今霞ヶ浦の周辺には希少種という形のものはありませんけれども、西のほうに行くとギギ属の種類には絶滅危惧種が含まれてきます。ですので、そういったところに分布が拡大してしまった場合に交雑による被害を及ぼすおそれがあるのではないかとということで選ばせていただいた種類です。

【森川係長】 コウライギギについては、上から4つ目にございます。ギギ属のコウライギギを特定外来生物に指定し、未判定外来生物はなし。種類名証明書の添付が必要

な生物としてはギギ属の全種を考えております。

【事務局 今井】 最後にガー科になります。ガー科についても被害の事例として、海外の事例とかはないのですけれども、被害というほどではないのですが、国内で定着可能性があるような発見事例があるということがあります。北米、それから中米ぐらいまでが原産地のものとして、国内に定着できる可能性があるということ、それから、大型になる捕食者であるということから、これらが定着した場合に国内の在来種の食害が心配されるということで、こちらを挙げさせていただいております。

【森川係長】 ガー科については表を分けておりまして、表の一番下にございます。ガー科を特定外来生物に指定し、また、先ほど御説明したパイク科と同様に、こちらについてもガー科の中に属している7種ございます。それらの間の種間交雑種が今もう既に認められているという状況もございますので、種間の交雑により生じた生物についてもあわせて特定外来生物に指定するということを考えております。未判定外来生物についてはなし。種類名証明書の添付が必要な生物については先ほどのパイク科と同じ整理にしたいと考えているんですが、今もう既に特定外来生物として交雑種のサンシャインバスを指定していますが、そちらは種類名証明書の添付が必要な生物に交雑種が含まれますので、ガー科、パイク科の全種だけではなくて、それぞれ種間の交雑種もあわせて種類名証明書の添付が必要な生物とする方向で考えております。

以上で資料2と3の説明を終わります。

【細谷座長】 どうもありがとうございました。いよいよ特定外来生物を指定するということですので、これは状況によっては非常に慎重を要することですので、さりとてスピーシーズ・バイ・スピーシーズでいきますと延々と続きますからまとめてということ。

その前に私のほうから少しおさらいをさせていただきたいと思います。よろしいですか。お手元の資料3、森川さんから説明がありました。これを少し私のほうから整理させていただきたいと思います。

まず、お手元の今井さんが用意していただきました外来生物の写真とあわせて皆

さんに少し説明したいと思いますが、ややこしいものがございまして、例えば資料3のバイク目と、一番下、30年4月から規制予定ですが、ガー、これは通称として、ガーはガーバイクなんていう名前があって非常に混乱をしやすいんですが、真ん中のバイクというのは*Esox*属となります。カラープレートの3ページ以降に写真があり、見ていただいたようにカモグチと呼ばれて、これは遠いサケの仲間です。ですから、冷水性ということでガーと随分違います。日本語で言いますとカモグチと呼ばれるグループで、北米とか北ヨーロッパのほうでは重要な食用魚にもなっています。

間違いやすいのは6ページ以降のガーです。このようにカモグチ状のものをみんなバイクと呼んでいますから、場合によってはガーの場合にもガーバイクと呼ぶことがあります。全然類縁関係が違ってシーラカンスだとかと並べられるくらい相当古い古代魚です。たくさんいるから注目されませんが、これは中南米で海産種もいます。相当大型になっていて、実際にこれが問題になるということですから、えてしてガーバイクと呼ばれるものとバイクというものが全く違うという認識をまずもっていただきたいと思います。

続きまして、資料3に戻っていただけますでしょうか。十分に整理しないといけないのは、下から4つ目、モロネ属です。今井さんからも説明がありましたけれども、候補になっているのは、今回はホワイトパーチ。もう既に特定外来生物に指定されているものにホワイトバスというのがあります。厄介なことに、ともにモロネ属で、日本の種でいえばスズキに非常に近い。ホワイトバスは既に指定されていますが、バスではありません。これは海産のスズキの仲間です。今回は新たにホワイトパーチと呼ばれるもの、同属ですけれども、識別点は私ほうろ覚えですが、ホワイトバス、それからストライプトバスは体側に黒帯がありますが、今回指定対象になっているホワイトパーチというのは全く黒帯がないという違いがあります。ホワイトバスとストライプトバスは、もう既に指定されていますけれども、縦に黒帯が7本ぐらい入っていて、それが乱れるか乱れないかという程度ですが、いずれにせよ、森川さんから説明がありましたように、これは種類名証明添付においてはモロネ科の全種ということですので、くくれるということになります。

それから、今井さんの説明を補足していきますが、上から2つ目と3つ目、イクタルルス科というのがあります。候補になっていますが、ブラウンプルヘッドとフ

ラットヘッドキャットフィッシュです。ナマズの仲間ですけれども、しいて言えばギギの仲間ですが、確かに御説明の中でターゲット種、釣りの対象種にはなっていますが、中韓においては河口域において養殖候補として選ぶ向きがあります。ですから、その辺、水産庁さんもまた認識しておいていただきたいと思っています。

それから、少し気になるところがあります。情報に誤りがあつたりすると指定にも大きく影響しますので、ヨーロッパナマズのところをあけていただけますか。資料2の21ページ、幾つか問題があつて、まず和名の問題、当然ヨーロッパナマズでよろしいのですが、通称としてヨーロッパオオナマズという名前も一般に広がっています。ただし、こういうときには学名がきいていますので *glanis* で構わないんですが、和名は当然今後混乱がないようにこれで徹底していくということでヨーロッパナマズ。

それで、情報を修正する必要があるというのは、原産地は東アジアではありません。ユーラシアと言うべきです。つまり、もう少し整理しますと韓国には分布していません。鮮満国境、つまり満州と北朝鮮との境以北ですのでユーラシアの Palearctic、要するに、旧北区の分布は相当広いということです。これは東アジアから入ってきたというニュアンスですか。

【事務局 今井】 この部分は昨日の資料と少し違ってしまつて、直しております。現在の資料ですと、原産地は中央・東ヨーロッパというふうにさせていただいております。

【細谷座長】 そういうことですね。中央アジアからシベリアのほうにもいますよ。ですから、ユーラシアのほうがいいと思います。それから韓国は除くということですね。

【事務局 今井】 同様に、本種の定着実績のところも、昨日の資料でちょっと間違つておりましたので修正させていただいております。

【細谷座長】 ごめんなさい、私は復習用で事前のやつで見ていたんですが、その辺、修

正されていますので問題はないということです。

以上、私から補足ですが、議事を進める上で時間の制約もありますので、どうでしょう、2つに分けて、まず最初に侵入予防外来種、すなわちブラウンブルヘッド、キャットフィッシュ、ホワイトパーチ、ラッフ、ラウンドゴビーまでということで、2つに分けて進めていきたい。よろしいか。

【松田委員】 資料3のギギ属なんですけれども、*Pseudobagurus*というのと、コウライギギのところはまた違う属名が入っているんですけれども、これはどちらを今使われているのでしょうか。

【事務局 今井】 申しわけありません。「属」のところにある「ギギ属」というところを *Tachysurus* に直していただきたいと思います。

【細谷座長】 それでは、議論をもとに戻したいと思いますが、先ほど私が言いました侵入予防外来種を中心に、ブラウンブルヘッド、フラットヘッドキャットフィッシュ、ホワイトパーチ、ラッフ、ラウンドゴビーまでという区切りの中で御検討いただきたいと思いますが、どのような角度でも結構です。状況によっては環境省、あるいは水産庁、自然研からコメントをいただいても構いません。いかがでしょうか。

【中井委員】 候補と挙がっている種がこういうのがあるということについては全く異存がないわけなんですけれども、何を気にしているかということ、未判定外来生物です。未判定外来生物が特定外来生物にある種引っ張られてきているものというのは、ここではブラウンブルヘッドの属するアメイウルス属だけですよね。あと、種類名証明書をつけなければいけない、よく似ているのがいるから、それを見分けるために、入れるときには証明書が要りますというのが、普通は同じ属のものが選ばれる嫌いがあると思うんですけれども、その中で未判定外来生物に来るものと来ないものがやっぱり出てくるわけです。そのあたりの整理はどうなっているのかというのが前から実は気になっておりました、既に指定されているものでいいますと、例えば、オオクチバスとかは、たしか（同属種が）未判定外来生物に入っていましたか

ね。ここでいうと、例えば気になったのが、オオタナゴとかヨーロッパナマズ、コウライギギというのは逆に日本にも同属種がいたりしてややこしいからという事情もわからなくもないんですけれども、系統がかなり隔たっているものだったら属単位で未判定はちゃんと入れておいたほうがいいのか、あるいは場合によっては特定にしてもいいのかとかも思ったりするんですけれども、それは乱暴なのかどうかという点がちょっと気になる場所なんです。

あともう1点、この*Pylodictis*属ですけれども、フラットヘッド、今ネットで見ますと、1属1種のようなんですけれども、ちょっと確認しておいてください。フィッシュベースとかではそうになっています。これは種類名証明書で属の全種となっていますけれども、どうもこの種は1属1種のようなので、ちょっと御確認いただけますでしょうか。私もよく知らないんですけれども。

【森川係長】 今、中井委員からいただいた件ですけれども、途中お話がございましたオオクチバスについては、現時点では、サンフィッシュ科の全種が未判定外来生物になっているという状況です。

それで、今回の特定外来生物と未判定外来生物の考え方なんですけど、基本的にリストでいう定着予防外来種の中に載せているものは、その段階で種レベルでリストのほうには挙げている。ものによってはパイク科のように科レベルで挙げているものもリストの中にございますが、基本的に海外事例等をベースに定着予防については選んでおりますので、この特定外来生物の指定についても、まずは特定外来生物の指定としては種レベルとしています。未判定外来生物については、特段今時点で追加でさらに指定するという事は考えていなかったため、今回のような御提案となっています。今後もし御指摘等をいただいた場合、国内での利用状況等もあわせて考える必要があることになると思っている。ただ、今御指摘いただいたような、例えば1属1種みたいなものとかについては、もう1度整理はしたいと思います。

【細谷座長】 中井委員、それでよろしいか。

【中井委員】 はい。

【細谷座長】 そのほかにございますでしょうか。

【松田委員】 今回のことに関係してくると思うんですけども、オオタナゴの場合も *Acheilognathus*属だけを全種ということで、ほかの *Rhodeus*属とかは入ってこないというふうになるんでしょうか。

【森川係長】 種類名証明書の添付のほうですね。こちらについては、今の時点でオオタナゴを輸入、関係する属に属する別種を輸入するときにオオタナゴかどうかをしっかりと見分けるためには、この属レベルで種類名証明書の添付が必要な生物としては問題ないと思っておりますが、事務局のほうで何かあればお願いします。

【細谷座長】 確かにうっかりしてましたね。これは後の議論になるかなとは思っていたんですけども、タナゴ類なのかタナゴ属なのかとはニュアンスが違うんです。確かにオオタナゴは *Acheilognathus*ですから、正式名はタナゴ属ではなくてカネヒラ属になるんじゃないかな。それでタナゴ類となると、松田委員が意図されたように、これは正確に言うと *Acheilognathus* と呼ばれるジーナスなんですけれども、それ以外に観賞魚で入りやすいのは *Rhodeus*属、これはバラタナゴ属というんですが、それから、ミヤコタナゴのような近縁種でも、台湾なんかにもいるんですけども、*Tanakia*属という属に分かれていまして、おおむね4つぐらいのグループ。3属に分類したのはいいんですが、タナゴ類なのかカネヒラ属なのかの整理はちょっと必要かもしれませんね。

【森川係長】 基本的に種類名証明書の添付、確かに輸入時に、輸入者からすれば種類名証明書をわざわざ取り寄せて、輸入港も限られるという多少の制約を受けることになってしまうんですけど、ただ、やっぱり似ている種が他属にもあって、見分けがオオタナゴとできるかできないかというところがポイントになってくると思うので、それをベースに、タナゴ属という1属のみという記載が今の考え方からして不適切ということであれば、そこは改めて、後日でも委員に照会させていただきながら検討したいと思います。

【事務局 今井】 今タナゴ属ということで、結構絞られたような形でここは入れさせて
いただいています。例えば*Rhodeus*属とかいろいろな種類が観賞魚として結構利用
されている種類です。海外からも入ってくる種類です。そういった状況も踏ま
えまして、余り広くしてしまうと業界側の反発を招かないかなという心配がありま
して、ここをちょっと狭めさせていただいております。

【細谷座長】 オオタナゴについては後で議論しようかなと思っていたんですが、おっし
ゃるとおり、これは観賞魚業界だけではなくてタナゴが海産魚のえさで生きたまま
輸入される。ツブエビと一緒に入る実情がございまして、オオタナゴに近いカネヒ
ラ属ではないんですが、バラタナゴの仲間だとか、結構そういうレポートなんかも
出ていますので、これは観賞魚だけじゃなくて、いわゆる釣り関係なんかに波及
していきますから、おっしゃるように今後の方針としては少し狭めて、私の落とし
どころとしてはカネヒラ属という*Acheilognathus*、オオタナゴの入っている属です
が、その辺に絞っておいたほうが混乱がないんじゃないかというふうには思ってい
ます。このことについては、また私と環境省のほうで詰めさせていただこうと思っ
ています。

それ以外、何かございますでしょうか。各魚種あろうかと思いますが、いかがで
しょうか。

ないようですので、私のほうから。霞ヶ浦でのコウライギギの定着状況、記録、
どんなものでしょうか。

【事務局 今井】 一応事前に霞ヶ浦あたりをフィールドにしている方にお話を伺ったの
ですけれども、現在ほぼとれなくなっているということを知りました。CR
よりもとれないということをおっしゃられたのですが、ただし、とれない状況が
継続するという保障はありませんし、もしまたまとれたものが運ばれてしまっ
たりとかして、それこそ西に行ってしまった場合に非常に交雑の危険があるとい
うことを憂いまして、今回入れているということになります。

【細谷座長】 確かに霞ヶ浦で終焉してもらったらありがたいんですが、霞ヶ浦と琵琶湖
との関係とか、特に西に持ち込まれたときに大変なことが起こるんじゃないかと

思います。といいますのは、ギギを除いてことごとく絶滅危惧種ですし、琵琶湖ではほぼ絶滅状態ですかね、松田委員。そういった中でとどめを刺すようなことにもなりかねませんので、候補として適切じゃないかと思います。

【中井委員】 ヨーロッパナマズ、コウライギギ、オオタナゴ、このあたりは温帯の淡水魚として観賞目的で流通しているものが逃げ出したと考えられると思うんですけども、恐らくここで挙がっているのは、既に野外で定着している、あるいは野外で捕獲例があるというものでこの3種というふう選ばれているように見えます。

何が言いたいかというと、実際にはそれは恐らく流通しているから、その中で逃されて定着したとすれば、流通しているものがどういう状況にあるかで、その流通をどうしたらいいのかということは、本来は考えていかなきゃいけないと思うんです。でも、それは既に流通しているんだったら未判定には入れることができない。となると、なかなか難しいなと思うんですけども、やっぱり次、野外で見つかるような状況も待たなければさらなる規制というのは難しいというふうには考えないかもののでしょうか、このあたりはどう考えていったらいいのでしょうか。

【森川係長】 ある意味、御指摘もごもっともだなと思っておりまして、今の御指摘に対応するものになるのが、それこそ今回の対象種である侵入予防のものについては、野外で見つかる前に、日本に入ってくる前に海外での被害事例を踏まえて未然に指定をします。ただ、今既にもう流通しているもの、飼育しているものでまだ野外で見られていないというものについては、もちろん被害の事例とか、海外での事例とかが出てくることがあるのであれば、もちろん、まずはリストへの掲載とかを始めていき、その侵略性について啓発すると。

資料1でも御説明しましたとおり、今回指定をしていくだけではなくて、業界の方とも連携をして、飼養しているもの、飼育しているもの、栽培しているもの、魚類だけでなく動物を、外来種を使っている方々への啓発というのをより注力して、このリストができたことを踏まえてしていきたいと考えているので、そういったところで、指定だけじゃなくて、指定することにならないように未然

防止をするための啓発をしていくことで対応していければと考えております。

【細谷座長】 少し広がってきましたが、私自身も先ほどギギの質問をしてしまいました
が、残りのヨーロッパナマズ、パイク、ガンブシア・ホルブローキ、ナイルパー
チ、オオタナゴ、コウライギギというところも含めてまた議論を進めていきたい
と思いますが、いかがでしょうか。

ガンブシア・ホルブローキについてですが、これはまさにカダヤシと同種だと思
われたんですけれども、私が知る限り1960年代から観賞魚の1つのターゲット
になっていましたよね。その一方で、カダヤシがもっと古い時代に蚊を絶やすと
いうことでボウフラ対策、日本脳炎対策で野外に放流されてきてはいるんです
が、調べていただいたんですが、これは大型になるんです。大型のカダヤシで、
雌は余り区別がつかないけれども、雄で識別されるということですか。

【事務局 今井】 識別が実は結構苦しいところではあるんですけれども、ガンブシア・
ホルブローキの場合は、写真をお出ししておりますけれども、左側の写真の右の
個体、白黒ぶちの個体がいますけれども、雄の場合にはこういった体色になるタ
イプと、それから、右側の写真にありますとおりに雌と同じような体色の個体と
いうのがあって、白黒ぶちのような個体は外見である程度見分けることが可能で
す。しっかりと見分ける場合は、生殖器の構造を、透かして拡大すれば恐らく見
えるんですけれども、そういったところで見分けるということになります。

【細谷座長】 これはグッピーとの違いを識別するのは難しそうですね。

【事務局 今井】 グッピーは大丈夫です。鱭のつき方で。

【細谷座長】 雄は大丈夫ですかね。

【事務局 今井】 雄も大丈夫です。

【中井委員】 今この2種は互いによく似ているということで、実際流通の実績もあるの

で、今の段階でカダヤシと同列に扱うべきであるというのは非常によくわかるんですけども、このガンブスィア属自体、かなり種類が多いですよ。それらは、例えばここに言うところの種類名証明書を添付しないでもわかるぐらいほかのは違うんでしょうか。

【事務局 今井】 私が手元に持っているガンブスィア属の観賞魚、海外のものも含めての観賞魚の図鑑みたいなものを見ますと、ガンブシア・ホルブローキとカダヤシ以外はある程度大丈夫だと思います。特徴的な雄のものがあれば。ただ、雌はつらいというのがちょっとあります。

【中井委員】 雄はわかるということですね。

【細谷座長】 ほかにございませんか。各魚種に対するコメント、あるいは疑問に思うようなところがありましたら。情報に誤りがあれば指定にも影響しかねませんので、ぜひコメントをいただきたいと思いますが、どうでしょう。

今回の対象種は、基本的には甘い水の淡水魚関係が多いんですけども、それでも先ほど私どもが御紹介しましたように、イクタルルスの間は養殖対象種にもなり得ますし、それから、あとモロネ属、基本的にはスズキの間、特にアメリカからの流れがありますが、こういった海産種苗の海外から入ってくる、そういう危険性というか、将来性というか、これに関連して、どうでしょう、升間先生。

【升間委員】 私もよくわからないんですけども、タイリクスズキは、全海水（全国海水養魚協会）のほうから情報ももらおうかなと思っているんですけども、愛媛とか、あのあたりを中心に輸入というか、養殖がまだ続いているようなことを村田先生からもちょっと聞いてはいるんですけども、一応まだ養殖は続いているような話のようです。

【細谷座長】 わかりました。

畠沢補佐、海産魚と直接はかかわりはないところですが、いかがでしょうか。

将来的にそういう可能性、関連するような。

【農水 畠沢室長補佐】 ちょっとよくわからないところがあります。

【細谷座長】 そうですか。結構ですよ。

【升間委員】 既に、例えば白浜の海、水研、あそこでも時々釣れるらしいんです。既に大分広がっているというか、養殖場から広がっているのかどうかわからないんですけれども、いずれにしても、和歌山のほうでも釣れている実績はあるということです。

【細谷座長】 わかりました。済みません、お2人に無理に振りました。今日のところは、基本的には観賞魚、ペットというものが主体です。将来的には、先ほども言いましたようにイクタルスの仲間が場合によっては使い方が北米と違って、特に中韓あたりが養殖対象種、そういう向きがございますので、私は個人的に非常に注目しているのは両方やっている台湾の事情です。釣りとお観賞魚と両方で、そこを經由して結構2次的に大陸に広がっているようなこともありますし、日本にもそういうことがバスでありましたから、将来的には汽水魚でモロネ属のような使い方もされるかもしれません。

【中井委員】 養殖していますよね。

【細谷座長】 やっていますよね。北米原産だけれどもね。台湾の南部のほうでやっています。その辺の動きもぜひ先生方、水産庁の方、見ていただけたらと思っています。

【農水 畠沢室長補佐】 せっかくですので1点教えてください。コウライギギのところで「農林水産業に係る被害」のところで「網から取り外す手間を増やすことで漁業被害を及ぼしている」と書いてあるんですけども、これは具体的にはどのようなことなのかお伺いしたいと思います。

【事務局 今井】 コウライギギが入ったというか、増えた場合に可能性があるという話で、チャンネルキャットで指摘されている話になります。チャンネルキャットが網にたくさん入る。意図しない種類がたくさん入るということで、チャンネルキャットフィッシュはいろいろトゲがあって網から外しにくい種類なんですけど、手間が非常にふえることが被害だということで書かれているものがあります。網から取り外す手間が非常に大変になり、それだけの手間をかけても意図しない種類なので、手間だけが増えるということです。

【農水 畠沢室長補佐】 つまり、漁業そのものではなくて手間暇のことということですか。

【事務局 今井】 そうですね。それを漁業被害というふうに書かせていただいているということになります。

【細谷座長】 イクタルルス科というのはなかなかなじみがないんですが、要するに、ナマズとギギの間ぐらいでギギに近いところですが、これはアメリカでマッドトムといいます。胸びれと背びれに強大な棘を持っていて、親指を傷つけるということでアメリカ人には忌み嫌われているんですけども。同じ特徴のコウライギギ、中国の場合には大発生することがあって、それが漁業だとか漁師に嫌われるところなんです。逆に韓国でもたくさんとれるんですけども、韓国の場合には、コウライギギは、特に南部のほうですけども、チゲにするものですから積極的にとっているところもあります。地域によって違いますけれども、日本の場合にはこれを一生懸命チゲにするということは想定できませんので、大量に増えた場合には、今言ったような手間をとるということになると思います。

それでは、時間も押していますが、1つ残っていましたがの取り扱いです。非常に現実的な、遺棄をも想定しながら遅らすということですが、この辺は交雑種の可能性も含めて方針が大体わかってきましたが、いかがですか。よろしいか。

【中井委員】 ガーが今回やっとうこういう形になってくるというのは、個人的には非常にうれしいなという部分がありまして、滋賀県としては条例指定種を外さないといけないのは面倒くさいなというものはあるんですけども、本来は全国に指定が広がっていくのが、特にガーなんていうのは全国的に見つかっているものですから大変大事だと思います。ここで実際、平成30年ということで、2年後という形でかなり具体的に期限を設けていますけれども、この2年という形で期限を持たせて予告してこのように指定する試みというのはこれまでされていたんでしょうかということと、魚以外でもそのように考えておられるようなものが既にほかの部会も、爬虫類・両生類しかやっていないと思うんですけども、その中でも同じような取り扱いのものがあるのかどうかとか、あるいは2年間でどういうことを取り組もうとされているのか。2年というのが妥当だということで2年という数字が出ていると思うんですけども、ここから先具体的に、親委員会で固まれば多分決まりになると思うんですけども、それで2年と限った中で何をどうされようとしているのかということで、お考えがあればぜひ伺いしたいと思います。

【森川係長】 ありがとうございます。最初の御質問ですけども、今回遅らせて指定するというのを、これまでしたことはございません。これまでは会合で検討したらまとめて指定の手続を速やかに行うということをしております。他の分類群で送らせているかということについては、基本的には今回の候補の中にはございません。ガー科のみをこのような形で他の種類と比べて遅らせるということを考えています。

この2年間という期間ですが、ここについては、これまでも今回のグループ会合までに一部観賞魚関係の業界の方ともお話をさせていただく中で、冒頭の御説明もさせていただきましたとおり、利用者と、あと、流通をさせるためのストック等を踏まえると、今すぐの指定がなかなか難しいと考えています。かつ、それらを遺棄しないようにする期間を考えると、シーズンを考えたときに1年という期間だと啓発までにもう少し我々の時間がかかるということと、準備をして具体的に実行に移すということまでを考えると2年という期間を考えまして、今回、平成30年4月ごろということをご提案させていただきました。

【中井委員】 恐らくガーの場合、餌は生き餌を使うことが多いと思うので、多分生き餌の調達にショップへ行くような飼い主が多いと思うから、販売店ルートでの啓発とか、そういうことも含めて考えておられるということですか。

【森川係長】 まさに冒頭にも御説明しましたとおり、その点、お知恵もいただきながら進めてまいりたいと考えているんですが、我々がこれまでも、例えば特定の業界の方々とも協力させていただきながら、我々がつくった普及啓発のための媒体を業界の方々のところへ配っていただくということはしてきている部分もあったと思うんですけど、今回の指定に合わせて、もっとより業界の方々、販売する方々と協力関係をとって御相談しながら普及啓発をしていく。対象をしっかりと絞って集中して普及啓発をしていければと思います。もっとよい知恵とか、どこに相談すればいいとか、こういったところと連携していくことでより啓発ができるといったお知恵があれば、御意見、御指摘いただきたいと思います。

【立田室長補佐】 こういった普及啓発については1週間前に開催した両生類あるいは爬虫類の専門家会合でも出ています。爬虫類は御存じのとおり、動物愛護管理法の関係で対面販売が義務づけられております。両生類と魚類は動物愛護という法律の中では対象にならないので、対面販売を義務づけるということにはなっていません。魚類の中には長生きするものとかもありますので、それにできるだけ近づけるというか、購入者にも責任を持って売っていただくところをいかに業界の方々とは協力していけるかということは重要です。そういう意味でも、業界の協力を得ながらというためには、時間も必要と思っているところです。

【細谷座長】 立田補佐から今御説明いただいたように、我々がえいやという形でやれるものもありますけれども、確かにガーというのは魅力的で大型にもなりますし、これを外に出すと大騒ぎになって、あちこちでテレビだとか新聞だとかで、かつてはワニがいるんじゃないかとため池で大騒ぎになったこともございます。そういったことを考えると、すぐに捨ててしまうという危険性、リスクは高いわけですから、それは観賞魚協会の皆さんと歩調を合わせながら啓発しつつ、そして猶

予を持ちながらやるというのが現実的かなと思うところです。いきなりえいやとすれば、むしろ混乱によって生物多様性を乱しかねないと思うところです。

12種について、大体、主立ったところの議論を尽くしたようなのですが。

【松田委員】 今、細谷先生がおっしゃられたとおり、指定前に放逐される場合というのはかなりあると思うんです。ですから、それをどうするのかということも考えていく必要があるのかと思います。カメがそうでしたね。ワニガメとかカミツキガメ、指定される前に非常に野外で見つかったということがございますので、そのあたりを注意されたほうがいいのではないかと思います。

【細谷座長】 ほかに、今の対象12種についていかがでしょうか。

【中井委員】 これまた規則で定めていくんでしょうけれども、実際の飼育条件というのをこのあたりに何か、余り敷居が高くなならないような配慮というのはあり得るんでしょうか。そうやって規制を緩めることを尋ねるのはどうかと思うが、今後、今回ちょっと違いますけれども、最近巷で話題になっているある種のカメなんかも想定していく中で、やはり飼育されているものについて考える必要がある。

だから、今までよく似た事例があったのは、恐らく特定外来生物ではカミツキガメだけだったと思うんです。あと松田さんが言われたワニガメも特定動物になったためにやはり飼育がかなり厳重に取り扱わないかんということで同じようなことが起こったんでしょうけれども、それとはかなり性質の違うものなので、飼育のための設備をどうしていくかというあたりをどう考えていくのか。魚はカメほど厳しくはないと思うんですけれども、一般の飼育者ができることで、いい妥協点が見つかるといいなど。要は、これぐらいだったら飼い続けられるなという妥協点だと思うんです。このあたりはまたぜひ。それこそアクアリストの方とか、そちらの情報に詳しい方からも積極的に情報を収集していただいて、いい軟着陸点を見つけていただきたいと思います。

【細谷座長】 どうもありがとうございます。そのほかございますか。

【立田室長補佐】 今の話ですけれども、御指摘のとおり魚ですと歩いて逃げていくということはありませんので飼養等施設の基準に対する負担はあまり大きくないと思いますけれども、1週間前の両生類・爬虫類のとき、ハナガメというかなり飼われている可能性の高いもの、しかも比較的安価に売られているものについて指定を考えているところがございます、やはりそのときにも先生方の意見として、緩めるということは適切ではなくて、むしろカミツキガメのときの経験を踏まえた上でどういった飼養等施設を考えていくかはもう1度しっかり考えてみることも必要だろうと指摘を受けております。まずちゃんと申請をして飼っていただく。しかも1000円ぐらいで買ったカメを何万円もするような施設で飼ってくれというのは現実的にできないんじゃないかというような御指摘をいただいておりますので、そこは実際に、やはり簡易過ぎないということもまた重要だとは思いますが、そういったところはバランスを見ながら実際の飼養者に近い方々、先生でも参画されておりますので意見を伺いながらということになるかと思っております。

【細谷座長】 ありがとうございます。そのほかございませんか。よろしいか。

そうしましたら確認させていただきますが、ブラウブルヘッド、フラットヘッドキャットフィッシュ、ホワイトパーチ、ラッフ、ラウンドゴビー、ヨーロッパパナマズ、パイク科、ガンブシア・ホルブローキ、ナイルパーチ、オオタナゴ、コウライギギ及びガー科、この12種を資料2の評価の理由に基づいて生態系に係る被害を及ぼすおそれのある生物として特定外来生物に指定すべきというグループ会合の結論を出したいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

【細谷座長】 それでは、これを受けて、3月に全体会合がございますので、また私のほうから御報告させていただきます。

それでは、この12種をもって上申していきたいと考えます。ありがとうございました。

続きまして、議事を進めたいと思います。最後、その他ということですが、何かございますでしょうか。

【森川係長】 資料1の最後のスケジュールのところでも簡単に御説明させていただきましたが、また改めて、簡単ですが申し上げます。

今回、グループ会合を開催いたしまして、今、事務局からの提案の部分を御結論いただきましてありがとうございます。3月に全体会合を開催させていただきました、そちらのほうでもまた再度、今回検討候補としている両生類・爬虫類、あと植物、魚類も含めて再度議論いただいて、そこで結論をいただいた後に、御了承いただいた種について特定外来生物指定に関する手続を進めさせていただきます。主に3月以降はパブリックコメントを行いまして、その後、それと同時並行的に政令指定の準備を進めてまいる。7月頃には特定外来生物に指定。今回、ガー科については、3月に候補として検討もさせていただいて、御了承いただいた場合は、7月ごろではなくて、先ほどの資料にもございますとおり平成30年頃に政令で指定をするという手続を行う。ただ、パブリックコメントは今回の種とあわせて行うと。政令指定のタイミングだけを30年4月ごろに期間をずらすということを考えております。

また、資料3のほうで幾つか種類名証明書の添付が必要な生物については御指摘いただいた部分もございますので、こちらのほうは再度事務局の中で確認いたしまして、全体会合の前にできるだけ早いタイミングで委員の皆様に変更、座長を中心に御相談させていただくということをしていただければと存じます。

【細谷座長】 今回はいろんなものがあって、ペットであるとか観賞魚であるとか釣りだとか、なかなかセンシティブなものがございまして、この会議ではあくまで選定候補種が決まったということであって指定が決まったわけではありませんので、委員の先生方、その辺、よく考えていただきたいと思っております。3月に大体決まるだろうということですので、いろいろな問い合わせ等ございますでしょうし、予断を許さないところもありますので、その辺は慎重にお答えいただけたらと思っております。私も含めて慎重に進めていきたいと思っております。

それでは、今日の議事が全て終わりましたが、それ以外で何か御発言、コメントはございますでしょうか。

【中井委員】 先ほどの特定外来生物と未判定外来生物と種類名証明書添付と、もう1つ、実際のリスト（生態系被害防止外来種リスト）との関係ですけれども、先ほどのお話で、特にタナゴ類とかギギ類とか観賞魚としてここに挙げられているもの以外がある程度流通しているということは、多分状況を把握されている部分はあると思うんです。そういうものが、先ほどちょっと嫌らしい言い方をしたんですけれども、ある1段階進まないとい何も対応できないのかということ、実はそうではなくて、そのためにもリストがあると思うんです。ですから、例えば同属であって、ある一定の流通があると把握できていたら、それは普及啓発をするためにもそういうものこそ柔軟に状況を見ながら随時リストアップしていくということ、これはリストの本来の活用のあり方だと思いますので、今回の議事とはちょっとずれますけれども、そういうことも含めて親委員会とかでも御検討いただけたらと思います。いかがでしょうか。

【細谷座長】 わかりました。その辺は、私が3月に出ますので十分に御意向をお伝えしようかなと思っております。

そのほかございますか。

【曾宮室長】 まさに中井先生がおっしゃられたとおりでと思っています。今回は指定の効果が高くですぐにやるということですが、いろいろな情報を集めながら、不断にリストを見直していきますし、指定種についても当然情報を集めた上で対応していくということが重要なかなと思っています。

【細谷座長】 ほかにございませんでしょうか。

最後お返しする前に、私のほうから一言お願いがあるんですが、今日の会議からは少し外れますが、もう既に指定された特定外来生物のうち、コクチバスとチャネルキャットフィッシュ、これはブルーギルやオオクチバスに比べて侵入初期段階にあらうかと思うんですが、この拡散を抑えるためには、やっぱり現況を把握し、情報を交換していく必要があるかと思うんです。それで、特に国交省の河川水辺の国勢調査、ダム湖、それから、一級河川ですが、第5巡目に来ている結構情報が悪い意味で更新されていますので、そういったところを、特にチャネ

ルキヤットフィッシュの西進、それからコクチバスがどんどん広がってもう既に山形県で、これは逆に内水面の問題に非常にかかわってきますので、水産庁も含めてその辺は可能な限り縦割りではなくて情報交換をしていただけたらと思っています。私もできる限り情報をお伝えしようかなとは思いますが、今後は指定のみならず、具体的な防止策を構築する意味でも、そういう情報交換というのは必要になってくるかと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、皆さん、よろしいか。私の務めはここまでだと思いますので、事務局のほうへお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

【森川係長】 細谷座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）の会合は閉会といたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上